

独自に行う水質検査

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目 No.	1日1回行う検査項目	評価	検査計画頻度 (回/年) 給水栓(蛇口)
1	色	異常がないこと	365
2	濁り	異常がないこと	365
3	臭気	異常がないこと	365
4	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上	365

水質検査表(3) 水質基準

項目 No.	定期検査項目	基準値 mg/L	検査計画頻度(回/年)		備 考
			原 水	浄水場入口	
1	一般細菌	100個/ml以下	1		
2	大腸菌	不検出	1		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	1		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	1		
5	セレン及びその化合物	0.01以下	1		
6	鉛及びその化合物	0.01以下	1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	1		
8	六価クロム化合物	0.05以下	1		
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	1		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1		
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	1		
13	ホウ素及びその化合物	1以下	1		
14	四塩化炭素	0.002以下	1		
15	1, 4-ジオキシサン	0.05以下	1		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	1		
17	ジクロロメタン	0.02以下	1		
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	1		
19	トリクロロエチレン	0.01以下	1		
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005以下	1		
21	ベンゼン	0.01以下	1		
22	塩素酸	0.6以下	-		塩素酸、臭素酸を除き、水道水を消毒することによって、有機物と塩素が反応して生成するものです。
23	クロロ酢酸	0.02以下	-		
24	クロロホルム	0.06以下	-		
25	ジクロロ酢酸	0.03以下	-		
26	ジブロモクロロメタン	0.1以下	-		
27	臭素酸	0.01以下	-		
28	総トリハロメタン ※1	0.1以下	-		
29	トリクロロ酢酸	0.03以下	-		
30	ブロモジクロロメタン	0.03以下	-		
31	ブロモホルム	0.09以下	-		
32	ホルムアルデヒド	0.08以下	-		
33	亜鉛及びその化合物	1以下	1		
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	1		
35	鉄及びその化合物	0.3以下	1		
36	銅及びその化合物	1以下	1		
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	1		
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	1		
39	塩化物イオン	200以下	1		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	1		
41	蒸発残留物	500以下	1		
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	1		
43	ジェオスミン ※2	0.00001以下	1		
44	2-メチルインボルネオール ※3	0.00001以下	1		
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	1		
46	フェノール類	0.005以下	1		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	1		
48	pH値	5.8~8.6	1		
49	味	異常でない	-		
50	臭気	異常でない	1		
51	色度	5度以下	1		
52	濁度	2度以下	1		

備考
 ① ※1は、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロホルムのそれぞれの濃度の総和
 ② ※2の正式名は、(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール
 ③ ※3の正式名は、1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール
 ④ 「-」は、検査を行っていません。